

第2章

次代を担う人づくりを進め、 文化芸術を守り育てるまち

施策体系



成果指標

指 標	現状値	目標値
保育園の待機児童率	0.4%	0%
子育て支援センター事業の参加人数	5,309人/年	6,500人/年
市内不登校児童生徒出現率（文部科学省基準）	小学校0.39% 中学校4.12%	小学校0% 中学校0%
校舎・体育館の耐震化工事実施率	40.0%	100%
「こども110番のいえ」設置件数	597件	1,100件
八幡市民スポーツ公園利用者数	140,419人/年	142,000人/年
八幡市文化センター利用者数	147,917人/年	160,000人/年

第1節

保育・幼稚園

ほいく・ようちえん

重点取組

子育て環境の充実

子育て支援センターの充実を図るとともに、子育ての相談や情報提供による支援を行い、子育ての不安や負担の軽減に努めます。

保育・教育内容の充実

保育園・幼稚園の共同研修や小学校との連携の強化を図るとともに、高齢者とのふれあいによる多世代交流を推進します。また、地域ぐるみでの子育て支援や多様化するニーズに対応した保育内容の充実、施設の計画的な整備を図ります。保育園・幼稚園の特性を個々に活かした一体化についても検討を行います。

現状と課題

現状

少子高齢化が進行し、都市化・核家族化¹の進展や女性の社会進出が増加するなかで、地域での交流関係の希薄化、家庭の孤立化により、子育てと子どもを取り巻く環境が変化しています。そのため、子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことが求められています。

本市の保育園では、待機園児を出さないよう努めています。また、家庭での子育てや教育の機能が低下する傾向にあり、幼児教育がますます重要になっています。そのため、社会生活上のルールや道徳性を身につけるための幼児教育に取り組んでいます。

取り組むべき課題

女性の社会進出や働き方の多様化で、保育園での保育内容のさらなる充実に努めるとともに、在宅で保育する世帯も子育てに不安や負担を感じている保護者が増えていることから、全ての子育て家庭の多様なニーズ²に対応できる保育環境の充実を図ることが必要です。

また、幼児期にふさわしい生活が送れるように、幼児の特性を踏まえ、幼児の生活経験や心身の発達に配慮するとともに、遊びや集団のなかで、人間形成の基礎を培っていく幼児教育が大切です。

基本方向

子育てと仕事を両立する家庭に対する保育内容の充実を図るとともに、家庭のみで子育てをしている人の孤立化を軽減するために、家庭保育への支援や子育て家庭の地域での交流に努めます。

1 核家族(化)：16ページ参照。

2 ニーズ：8ページ参照。

教育においては、「生きる力」の基礎を育成することを基本とし、人とかかわる力や豊かな心を育て、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培っていきます。

また、保育園、幼稚園、小学校の連携を強化するとともに、地域との交流も大切に取り組んでいきます。

施策体系

保育・幼稚園

1 子育て支援の充実

- (1) 「八幡市次世代育成支援行動計画」の推進
- (2) 子育て環境の充実

2 保育・幼稚園の運営

- (1) 保育園の運営
- (2) 幼稚園教育の推進
- (3) 保育・教育内容の充実

取組の内容

1. 子育て支援の充実

(1) 「八幡市次世代育成支援行動計画³」の推進

「八幡市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て環境の整備の推進

(2) 子育て環境の充実 **重点取組**

- 子育て支援センターの充実
- 子育ての不安や負担の軽減
- 子育ての相談や情報提供

2. 保育・幼稚園の運営

(1) 保育園の運営

- 効率的な公立保育園運営
- 計画に基づいた保育園の民営化
- 私立保育園の振興

(2) 幼稚園教育の推進

- 効率的な公立幼稚園運営
- 保護者負担の軽減など私立幼稚園への就園助成

(3) 保育・教育内容の充実 **重点取組**

- 保育園・幼稚園による共同研修の実施、小学校との連携強化
- 高齢者とのふれあいなど多世代交流の推進
- 家庭や関係機関との連携強化による地域ぐるみでの子育て支援
- 多様化するニーズに対応し、一時保育や延長保育など保育内容の充実
- 保育・教育施設の計画的な整備
- 保育園、幼稚園の特性を個々に活かした一体化の検討

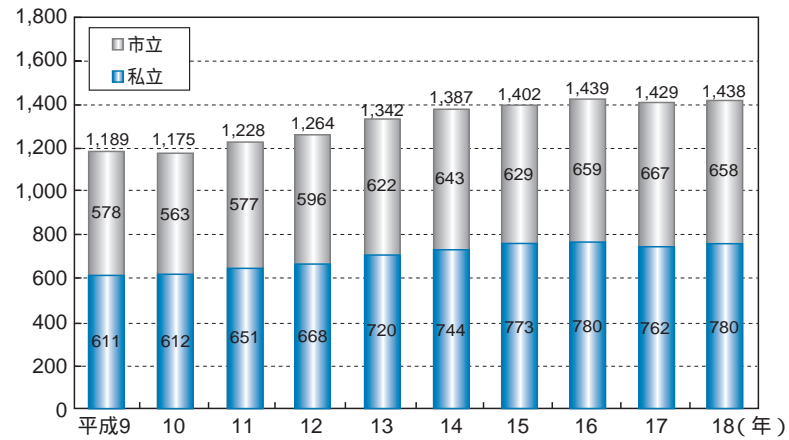
3 八幡市次世代育成支援行動計画：子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことを総合的かつ計画的に推進するための計画。2005（平成17）年3月策定。

市民・NPO・事業者に期待される取組

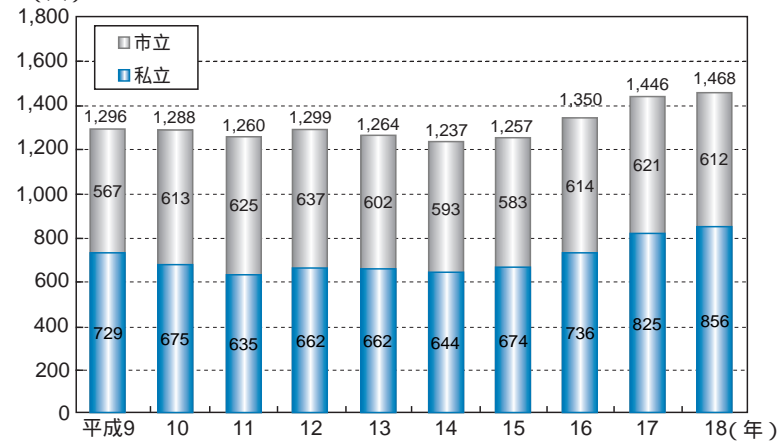
市民	家庭における幼児への教育及び指導の充実
NPO	子育てに関する情報発信
事業者	保育園の新設 子育て支援につながる取組の実施

公私立保育・幼稚園園児数の推移

【保育園】
(人)



【幼稚園】
(人)



(注) 保育園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在。
(資料) 保育・幼稚園課



保育園児のつどい(八幡市文化センター)



園児と小学生との交流芋掘り(橋本幼稚園・小学校)

第2節

児童・母子・父子福祉

じどう・ほし・ふしふくし

重点取組

相談・支援体制の充実

家庭児童相談室の相談指導体制を充実するとともに、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応を行います。

また、母子自立支援員を配置し、自立に必要な各種支援を行うとともに、相談指導等を担っている母子福祉推進員への助成を行います。

児童の健全育成

「児童の権利に関する条約」等に定める児童の権利の意識啓発を行い、児童館の改修や放課後児童健全育成施設の整備を行い、生活や遊びを通じた児童の健全育成を推進します。また、児童と高齢者との交流など異世代交流の機会づくりを行います。

現状と課題

現状

少子化や核家族化の進行とともに女性の社会進出が増加するなか、次代を担う児童を心身ともに健やかに育成する環境づくりが求められています。これまで、本市では子育て家庭への相談・指導体制の充実や各種支援制度の充実を図るとともに、保護者等の就労支援と児童の安全な居場所づくりとして、児童館や放課後児童健全育成施設の施設整備及び事業内容の充実に努めてきました。

取り組むべき課題

近年、核家族化や都市化の進展など、児童を取り巻く環境は大きく様変わりし、家庭や地域社会における養育機能は低下傾向にあります。そして、児童虐待問題も年々深刻化してきており、早期発見や早期対応が求められています。

また昨今、児童が被害者となる痛ましい事件にも見られるように、児童館や放課後児童健全育成施設など、公共施設の安全対策も重要な課題となっています。

このようななか、次代を担う児童が心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域において、安全かつ心豊かに生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

基本方向

市民一人ひとりの理解と協力のもと、地域社会が一体となって子育てするまちづくり⁴をめざし、保健・福祉や教育等の関係機関と家庭や地域、企業等との相互連携による児童の健全育成活動を促進します。

4 まちづくり：2ページ参照。

子どもたちの遊びや交流の拠点である児童館や放課後児童健全育成施設の効率的・効果的な運営に努めます。

また、ひとり親家庭においては、家庭での子育て機能が低くなりがちであり、経済的な基盤の弱さや日常生活についての不安等の解消に向け、総合的なサポート体制が望まれます。相談体制の充実や情報提供、就労支援とともに各種支援制度の活用により、ひとり親家庭の生活の安定化と経済的自立の推進に努めます。

施策体系

児童・母子・父子福祉

1 児童福祉の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 支援施策の充実
- (3) 児童の健全育成

2 母子・父子福祉の充実

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 生活援助制度の充実
- (3) 母子福祉団体の育成

取組の内容

1. 児童福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実 **重点取組**

家庭児童相談室の相談指導體制の充実
児童虐待防止ネットワーク会議等による児童虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応

(2) 支援施策の充実

家庭における児童の健全育成
障がいのある児童の健全育成
経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への助産費の助成

(3) 児童の健全育成 **重点取組**

「児童の権利に関する条約⁵」等に定める児童の権利の意識啓発
児童への健全な遊び場の提供
放課後児童健全育成施設の小学校再編に対応した施設整備
放課後児童健全育成施設のプレハブ老朽化対策及び余裕施設の有効活用
児童館の大規模改修の推進
児童と高齢者とのふれあい交流など異世代交流の機会づくり

5 児童の権利に関する条約：児童の人権の尊重の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約。1989（平成元）年に国連総会で採択された国際条約で、日本では1994（平成6）年から効力が発生した。児童を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点が特色。

2. 母子・父子福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実 **重点取組**

母子家庭や寡婦の相談に応じて、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上等の支援を行う母子自立支援員の配置
母子福祉施策全般についての啓発や相談指導、母子福祉団体等への育成援助を行う母子福祉推進員への助成

(2) 生活援助制度の充実

自立支援が必要な母子の施設入所と自立に向けた支援
母子家庭の生活安定と自立促進のための支援
母子家庭の自立促進を図る給付金事業による就業の支援
ひとり親家庭への一時的な生活援助や保育サービスを担当する家庭生活支援員の派遣

(3) 母子福祉団体の育成

母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る活動を実施している団体への支援

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	家庭における児童への教育及び指導の充実 家庭や地域での児童の健全育成に向けた環境づくり
NPO	児童の健全育成への参画
事業者	企業や事業者等が参加した地域社会全体による子育てや家庭への支援 ひとり親家庭にとって働きやすい職場環境づくり

子育て支援センター利用状況

		(年度)	平成11	平成13	平成15	平成17
相談件数	電話相談		35件	79件	68件	99件
	来所・出張相談		186件	269件	464件	1,157件
あそびの広場参加者延人数			2,729人	3,935人	3,854人	4,246人
	(うち赤ちゃんの広場参加者延人数)		(889人)	(1,713人)	(1,712人)	(1,835人)
おしゃべりサロン参加者延人数			-	-	675人	947人
	(うちおしゃべりサロンパート 参加者延人数)		-	-	(223人)	(390人)

(注1) 平成10年7月から市立みその保育園内に八幡市子育て支援センター「あいあいポケット」を開設。
(注2) 平成14年4月から市立南ヶ丘第二保育園内に八幡市第二子育て支援センター「そよかぜ」を開設。
(資料) 保育・幼稚園課「八幡市の保育行政」



八幡市児童虐待防止ネットワーク会議（八幡市文化センター）



美山からの雪のプレゼントに児童館の子どもたちも雪遊び（南ヶ丘児童センター）

第3節

学校教育

がっこうきょういく

重点取組

学校の再編整備と耐震化の推進

学校再編の推進と耐震化未実施校の耐震化を推進します。

中高一貫教育の推進

多様な資質や能力を伸ばし、しなやかでたくましい人間性や社会性を育成する中高一貫教育を実施します。

現状と課題

現状

魅力ある学校づくりをめざして、学校評価結果や情報の積極的な提供に努めるなど、家庭や地域社会に開かれた学校づくりを推進してきました。

社会環境が大きく変化するなか、八幡市のまちづくりの方向性や行財政状況等に着目しながら、中・長期的な展望に立った学校施設のあり方について検討を行い、2006（平成18）年3月に「八幡市学校再編整備計画⁶」を策定し、学校再編を進めています。

また、2005（平成17）年度に打ち出した「学校ユニバーサルデザイン化構想⁷」を推進する必要があります。特に、学校の再編整備にあわせて、学校施設が地域住民の災害時における一時避難場所にもなっているため、安全・安心のまちづくりの観点からも耐震補強整備が必要となっています。

不登校児童生徒の問題など多くの課題がありますが、今後の社会を支えていく子どもたちが、いきいきとたくましく希望をもって生きていける社会にしていくために、各家庭や教育機関、行政、地域社会が果たすべき役割は重要です。

取り組むべき課題

一人ひとりの個性や考えを尊重し、お互いに認め合いながら、ともに学べる安全・安心の学校運営を推進する必要があります。そのためには、家庭、学校、地域、行政のそれぞれが役割を再認識し十分な連携を図ることが重要です。

また、学校評価をより充実させるとともに、地域の特性や地域の力を学校づくりに活かすことができるよう、地域との連携をより深めるなど、教育コミュニティづくりを推進する必要があります。

さらに、「学校ユニバーサルデザイン化構想」を推進することが必要であり、ハード面では特に、再編整備に伴う跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図る必要があります。

6 八幡市学校再編整備計画：学校規模や配置の適正化とよりよい教育環境を整備するため、中学校エリアの見直しと小学校の再編整備を計画的に推進するための計画。2006（平成18）年度からの5年間で、11小学校を8小学校に再編。

7 学校ユニバーサルデザイン化構想：市民から学校が信頼され、子どもたちが安心して通うことのできる、楽しく魅力ある学校づくりのため、あらゆる人が安心して快適に生活できる社会の実現をめざした「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、子どもたちの夢と志を育む教育の実現をめざした構想。

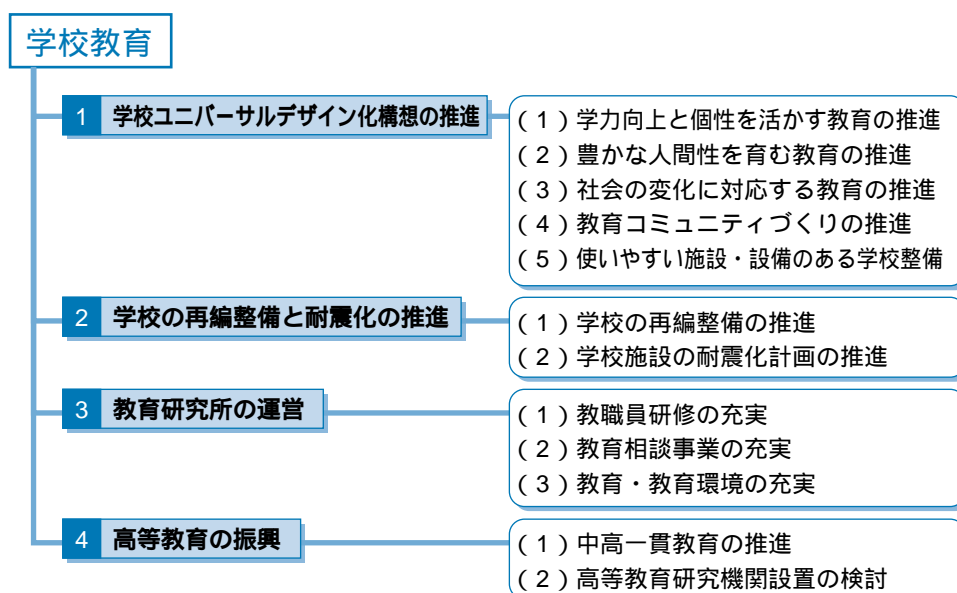
基本方向

学校教育は、確かな学力、豊かな人間性、健康な体力など「主体的に生きる力としての人間力」の育成を基本とし、社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めます。また、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域の連携による教育環境を高めます。

「学校ユニバーサルデザイン化構想」を推進し、再編整備後の跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図るため、具体的な計画を策定し、耐震補強工事等を進めていきます。

教育研究所における教職員研修及び教育研究事業、教育相談室及び適応指導教室の運営の充実により、本市の教育課題解決のための支援を行います。

施策体系



取組の内容

1. 学校ユニバーサルデザイン化構想の推進

(1) 学力向上と個性を活かす教育の推進

- 学校教育の質と満足度の向上
- 小中一貫教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 京都府立養護学校との連携の推進

(2) 豊かな人間性を育む教育の推進

- 道徳・人権・同和教育の推進
- 生徒指導の充実
- 健康・安全教育の推進
- 文化芸術・体育・スポーツ活動の推進

(3) 社会の変化に対応する教育の推進

- 人権、福祉、環境等を学ぶ「ユニバーサルデザイン教育」の推進
- 食育、金融、経済、職業、勤労等を学ぶ「キャリア教育」の推進
- 情報、英会話等を学ぶ「情報コミュニケーション教育」の推進

(4) 教育コミュニティづくりの推進

学校、家庭、地域社会の連携・協働⁸
 子どもの安全を守る取組の推進

(5) 使いやすい施設・設備のある学校整備

体育施設やトイレなど、安全に配慮され、使い勝手がよい施設・設備の整備
 環境と調和した学校づくりの推進

2. 学校の再編整備と耐震化の推進

(1) 学校の再編整備の推進 **重点取組**

学校再編の推進
 学校再編後の跡地利用の検討

(2) 学校施設の耐震化計画の推進 **重点取組**

耐震化未実施校の耐震化の推進

3. 教育研究所の運営

(1) 教職員研修の充実

教育課題に対応した教職員研修講座の実施
 教育情報及び教育資料の収集

(2) 教育相談事業の充実

児童生徒・保護者への面接相談（カウンセリング）、電話相談、訪宅相談の充実
 適応指導教室（エジソン広場）事業の充実
 不登校児童生徒の学校復帰に向けた対応の充実

(3) 教育・教育環境の充実

ICT⁹を利用した小中学校での授業改善
 中学校英語指導及び幼稚園・小学校英語活動等への支援
 英語指導助手（AET）招致・派遣事業の充実

4. 高等教育の振興

(1) 中高一貫教育の推進 **重点取組**

中高一貫教育の実施

(2) 高等教育研究機関設置の検討

大学の学術施設等の設置を要請
 大学など高等教育機関の誘導の検討

市民・NPO・事業者に期待される取組

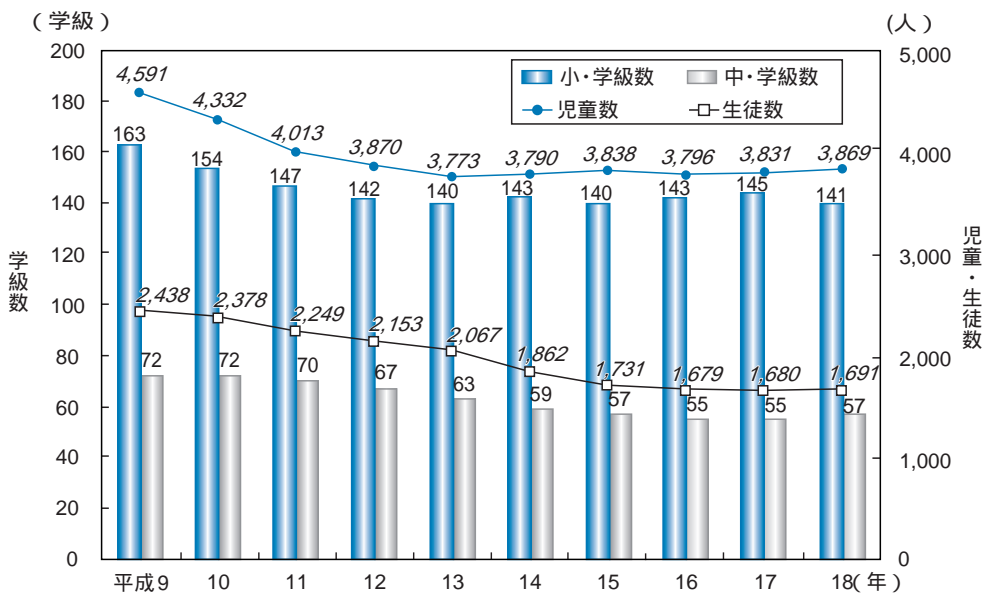
市民	家庭教育（子育て）の再構築
	地域活動への積極的参加
	学校行事への積極的参加
NPO	不登校の子どもたちへの対応を目的としたNPO ¹⁰ の設立
事業者	勤労体験等の受入れ

8 協働：2ページ参照。

9 ICT：Information and Communication Technologyの略で情報・通信に関連する技術一般の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるが、「情報」に加えて「コミュニケーション」が具体的に表現されている点が特徴。

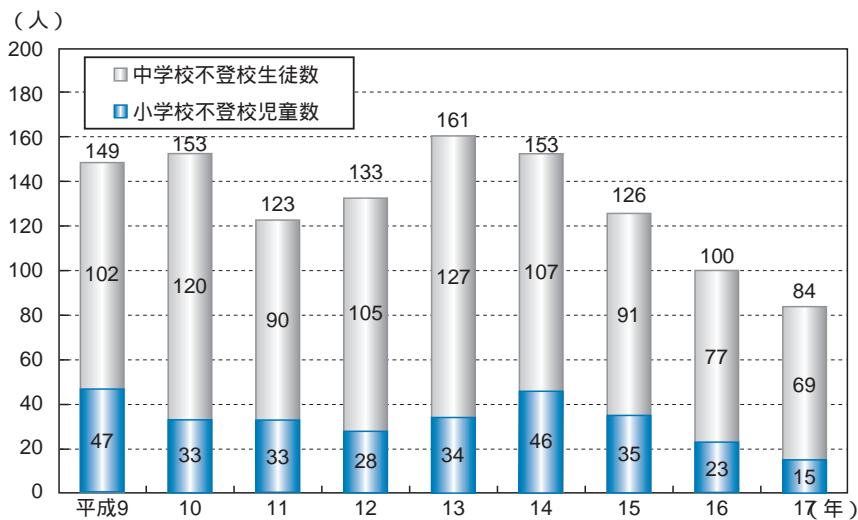
10 NPO：2ページ参照。

児童・生徒数、学級数の推移



(注) 各年 5月1日現在。
 (資料) 教育総務課

不登校児童・生徒数の推移



(注) 年間 30 日以上欠席不登校児童・生徒数。
 (資料) 教育研究所



小学校運動会（八幡小学校）



中学校吹奏楽部練習風景（男山第二中学校）

第4節

青少年健全育成

せいしょうねんけんぜんいくせい

重点取組

地域社会との連携強化

関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化による環境浄化活動の充実を図るとともに、大人による子どもの見守り活動を推進します。また、「こども110番のいえ」の拡大や関係機関との連携による青少年や保護者の相談体制の充実を推進します。

現状と課題

現状

関係団体や家庭、学校、地域との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の健全化を推進し、子ども会活動の取組等を通じて、青少年の社会参加への意識啓発を行っています。また、子どもを犯罪被害から守るため「こども110番のいえ¹¹」の設置を促進しています。

学校週5日制に対応するため学校施設等を活用して、安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、さまざまな体験活動を実施しています。

取り組むべき課題

自ら課題を見つけ、学び、考えることのできる「主体的に生きる力としての人間力」を家庭、学校、地域社会のなかで培っていく必要があります。

そのために、有害自動販売機¹²の規制をはじめ、青少年を取り巻く環境の健全化と、学校施設等を活用した安全・安心な子どもたちの活動拠点を設けるなど、さまざまな体験活動の実施のために、全ての機関や団体の連携のもとに活動を推し進めることが必要です。

基本方向

社会環境の移り変わりが激しく、その変動に即座に対応することが困難な社会状況にあります。

そのようななか、周辺環境の監視や整備を地域社会単位で取り組みながら、大人が子どもたちに積極的にかかわり、同年齢だけでなく異年齢のなかで多様な活動を行う機会をつくる必要があります。

11 こども110番のいえ：子どもが不審者に声をかけられるなど身の危険を感じたとき等に、自分で駆け込んで助けを求められることができる緊急避難場所を提供し、犯罪に巻き込まれそうな子どもを保護するとともに、110番通報等をする仕組み。

12 有害自動販売機：夜間における酒類やタバコの販売など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある自動販売機。

施策体系

青少年健全育成

1 健全育成推進体制の充実

(1) 地域社会との連携強化

2 さまざまな活動・講座の実施

(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化
(2) 教育関連施設の活用

取組の内容

1. 健全育成推進体制の充実

(1) 地域社会との連携強化 **重点取組**

関係団体や家庭、学校、地域との連携強化による環境浄化活動の充実
大人による子どもの見守り活動の推進
警察との連携による「こども110番のいえ」の拡大
関係機関との連携による青少年や保護者の相談体制の充実

2. さまざまな活動・講座の実施

(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化

地域社会で安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、さまざまな体験活動を実施できるよう連携の強化
青少年の主張大会等を通じた青少年意識の把握
青少年リーダーの育成

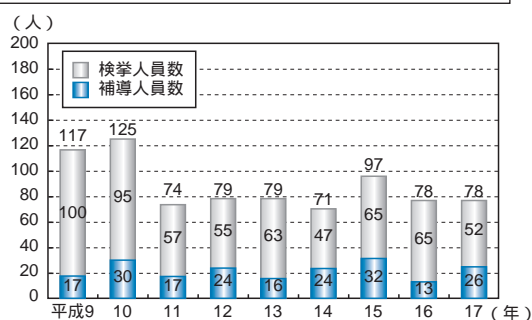
(2) 教育関連施設の活用

青少年講座の開設
野外活動、スポーツ等を通じた青少年の健全育成

市民・NPO・事業者に期待される取組

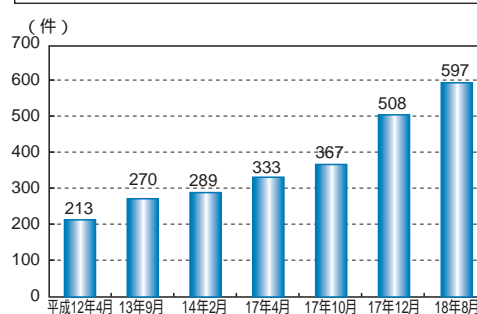
市民	地域で行う活動への参加
NPO	青少年の健全育成への参画
事業者	自動販売機設置環境など健全育成環境の検討 職場体験の機会の提供

少年の刑法犯罪検挙数の推移（八幡警察署）



（資料）京都府警察本部

「こども110番のいえ」設置件数の推移



（資料）八幡警察署生活安全課

第5節

生涯学習

しょうがいがくしゅう

重点取組

生涯学習にかかわる関係機関との連携

大学をはじめとする関係機関との連携を強化し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

生涯学習ボランティアの充実

市民の学習活動を支援する生涯学習人材バンク登録者の拡大を進め、生涯学習環境の整備を図ります。

現状と課題

現状

高齢化の進展や定年による離職者の増加、また、人々の志向が仕事中心の生活から新しい生活スタイルへと変化しているなかで、学習への市民ニーズは多種多様になり、より専門的な学習環境の整備が必要となってきました。

そこで、市民の要望の的確な把握と学習への環境づくりに努めています。

また、市民生活に密着した情報や資料の提供を市内全域で展開するため、八幡・男山市民図書館の2館及び移動図書館運行のもと、自宅のパソコンや携帯電話のインターネット機能を活用し、いつでも蔵書検索と予約等ができることで施設機能を効率的に活かせる環境整備を実施しています。

取り組むべき課題

市民要望の的確な把握や効率的な学習機会の提供を行うため、従前の手法による講座等の開催だけでなく、市民である生涯学習ボランティアとともに学習環境の整備を促しながら、生涯学習人材バンク¹³等を活用し市民の自主的な活動を促す環境づくりを進める必要があります。

「八幡市子どもの読書活動推進計画¹⁴」や「文字・活字文化振興法¹⁵」に基づき、読書環境の整備と情報・資料提供能力の向上を図ることが必要です。

基本方向

高齢社会¹⁶への変遷に伴い、生活課題や市民の意識が急激に変化してきている現在、従前の講座開催の手法にとらわれず、より効率的・効果的な講座など学習機会をより多くの市民へ提供できる環境づくりをめざします。

13 生涯学習人材バンク：市民の文化活動や体育・スポーツ活動等を支援するため、専門的な知識・技能や経験をもっている人に、生涯学習指導者として地域のさまざまな生涯学習の場で市民等からの要請に応じて指導者として活動してもらう登録制度。

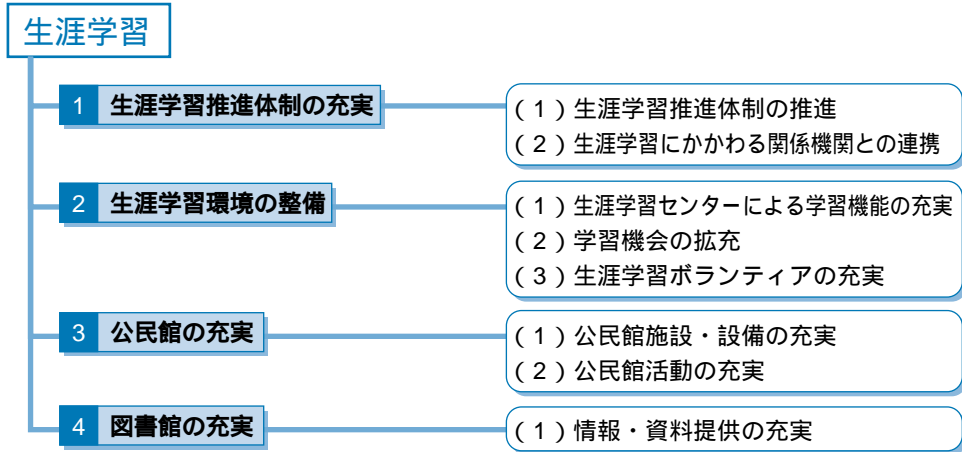
14 八幡市子どもの読書活動推進計画：図書館、学校、幼稚園、保育園など子どもにかかわる施設が、それぞれの業務のなかで展開してきた読書活動をさらに推進するために、統一的・総合的見地から定めた計画。2005（平成17）年3月策定。

15 文字・活字文化振興法：文字・活字文化の振興を図るため、国と地方公共団体の責務や施策を明らかにし、総合的に推進するために制定された法律。

16 高齢社会：高齢者（65歳以上）人口の比率が高い数値で安定した社会。国連の定義では、高齢人口比率が7%以上で高齢化しつつある社会を「高齢化社会」と呼ぶのに対し、14%以上の高い水準が持続している社会を「高齢社会」と呼ぶ。

京都府や近隣市町の図書館との協力体制を促進し、全域を一つの図書館とする発想のもとでの情報・資料提供サービスをめざします。

施策体系



取組の内容

1. 生涯学習推進体制の充実

- (1) 生涯学習推進体制の推進
 - 生涯学習センターを中心とした生涯学習の推進
- (2) 生涯学習にかかわる関係機関との連携 **重点取組**
 - 大学との連携強化
 - 学校など関係機関との連携強化
 - 京都生涯学習推進ネットワーク会議との連携強化

2. 生涯学習環境の整備

- (1) 生涯学習センターによる学習機能の充実
 - 関係機関との連携強化
- (2) 学習機会の拡充
 - 市民参加を中心に、社会生活に必要な現代的課題の充実
 - IT機器を活用した事業の拡大
- (3) 生涯学習ボランティアの充実 **重点取組**
 - 生涯学習人材バンク登録者の拡大

3. 公民館の充実

- (1) 公民館施設・設備の充実
 - だれもが利用できる施設づくりのための施設改修
 - 地域的な偏りに対処するためのIT機器の充実
- (2) 公民館活動の充実
 - 公民館を地域の拠点と位置づけ、地域の文化や活動等に応じた特色ある事業の展開
 - 子どもの居場所づくりとしての事業の充実
 - 生涯学習人材バンク等を利用し、公民館サークルによる自主的な講座運営の促進

4. 図書館の充実

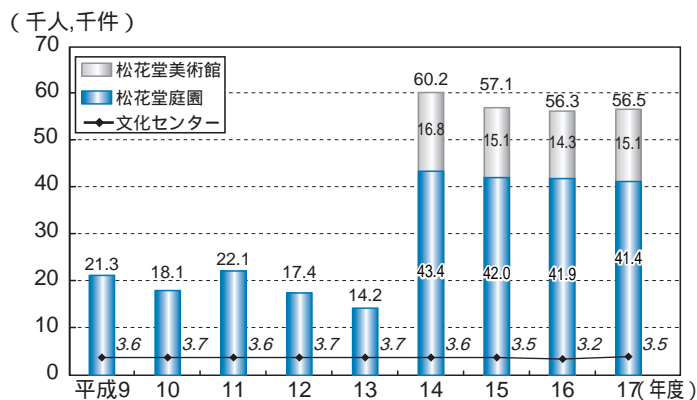
(1) 情報・資料提供の充実

- ウェブサービス¹⁷の整備
- デジタル情報・資料への対応
- 子どもの読書環境の整備
- 関係施設との連携と他市町図書館との協力体制の促進

市民・NPO・事業者に期待される取組

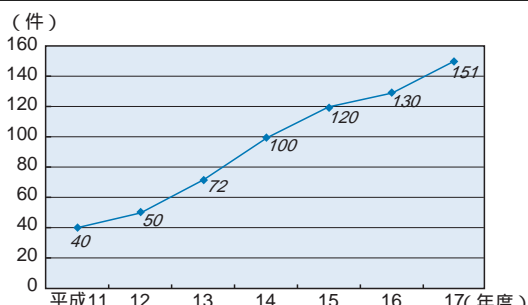
市民	事業への参加
	市民ニーズの把握への協力
	講座など事業の企画運営への参加
	ボランティアの育成への協力
	講師としての協力
NPO	講座など事業の企画運営への参加
	講師としての協力
事業者	講師としての協力

松花堂庭園等の利用者数・文化センターの利用件数の推移



(注1)松花堂美術館は平成14年4月に開館。
 (注2)四捨五入の関係から内訳と計は必ずしも一致しない。
 (資料)やわた市民文化事業団

生涯学習人材バンク登録者数(件数)の推移



(注)件数は延べ件数のため、一人で複数登録している場合もある。
 (資料)生涯学習センター



男山市民図書館・生涯学習センター

17 ウェブサービス：インターネットを通じて他の図書館と連携し、ひとつのシステムとして機能させるサービス。

第6節

スポーツ

すぽーつ

重点取組

スポーツ参加機会の拡充

小学校区単位でのスポーツ振興組織の確立を図るとともに、だれもが気軽に参加できる自治会やコミュニティ単位での地域スポーツ活動を促進するため、引き続き学校体育施設の開放を行います。また、各種スポーツ教室や大会を通じて市民の生涯スポーツへの関心と競技力の向上を推進します。

現状と課題

現状

高齢化や週休2日制の定着により自由時間が確保されるようになり、スポーツ活動を楽しむ人口が増えています。

スポーツ参加機会の拡充を図るため、体育協会に委託して小学生を対象に陸上、サッカー、レスリング、バスケットボールの各スポーツ教室を実施し、多数が参加しています。

また、家族向けにスキー教室やふれあいウォーキングを実施し、定員を超える参加を得ています。

取り組むべき課題

子どもたちは、学校週5日制により自由時間が増加しているものの、体を動かす機会が減少し、体格の向上に相反して体力・運動能力の低下が指摘されています。体力は豊かな人間性を培い、自ら学び、考えるといった「主体的に生きる力としての人間力」を身につけるうえで、極めて重要な要素です。

また、大人のスポーツへの関心が低く各教室への参加が少ないのが現状です。

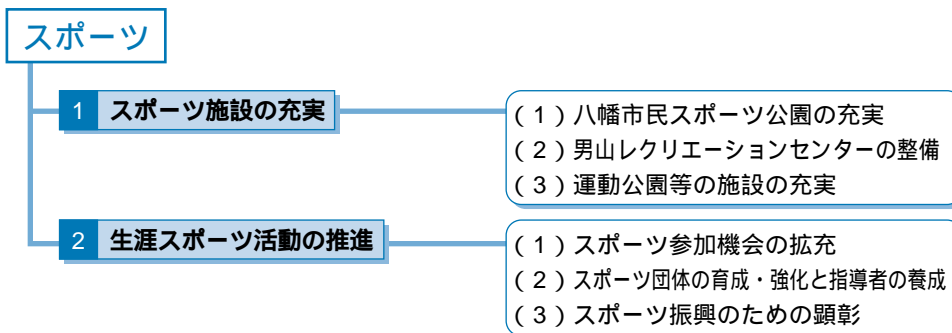
今後は、地域でのスポーツを通じて、世代間の交流をはじめ地域コミュニティの形成を図り、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたってスポーツに親しむことができる事業の展開と環境の整備が必要です。

基本方向

スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな人間性を培い、健康で明るく活力ある生活を営むうえでたいへん重要な役割を担っています。このため、スポーツ団体の育成等により、競技スポーツの振興を図るとともに、地域においてだれもが気軽にそれぞれの年齢や体力、目的に応じて親しむことができる生涯スポーツの振興を促進します。

また、多様なニーズに対応できるよう、指導者の養成やスポーツ施設の整備・拡充を進めます。

施策体系



取組の内容

1. スポーツ施設の充実

(1) 八幡市民スポーツ公園の充実

市民や競技者の交流の場、スポーツの拠点としての機能の充実
体育館施設の広域利用の促進

(2) 男山レクリエーションセンターの整備

市民がさまざまな分野で主体的に活動できるような施設の整備

(3) 運動公園等の施設の充実

運動公園、近隣公園の広場等のスポーツ機能の充実
洛南浄化センター¹⁸のスポーツ施設の活用促進

2. 生涯スポーツ活動の推進

(1) スポーツ参加機会の拡充 **重点取組**

小学校区単位でのスポーツ振興組織確立の促進
自治会やコミュニティ単位での子どもから高齢者や障がい者が参加できる
地域スポーツ活動の促進
各種スポーツ教室の充実
各種スポーツ大会の開催や誘致等を通じた、市民のスポーツへの関心の高揚及び競技力の向上
学校体育施設開放の促進

(2) スポーツ団体の育成・強化と指導者の養成

スポーツ少年団をはじめスポーツ振興の中心的な役割を担う関係団体の育成及び活動の促進
研修会開催等による指導者の養成と資質の向上

(3) スポーツ振興のための顕彰

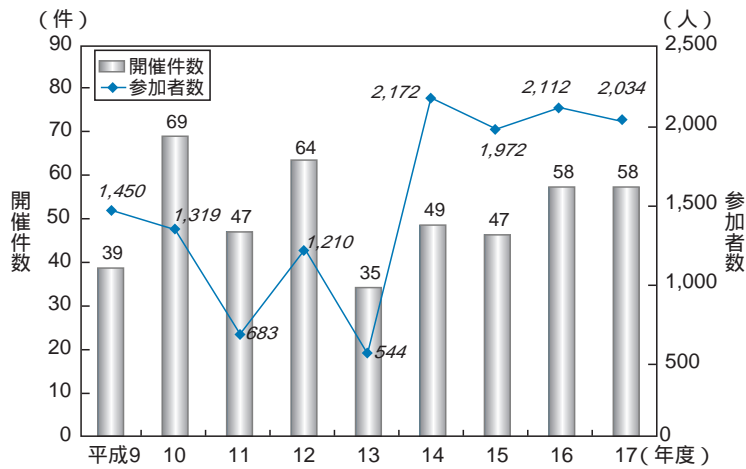
スポーツ振興に大きく貢献している人材や団体の顕彰

18 洛南浄化センター：八幡焼木1に所在し、木津川流域下水道計画処理区域の下水処理を行う施設。

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	地域におけるスポーツ振興組織設立に向けた協力 積極的なスポーツ活動への参加 スポーツサークルづくりへの参加・協力
事業者	スポーツ大会等の開催への協力

各種スポーツ教室の実施状況の推移



(資料) 社会教育課



八幡市民マラソン大会(木津川流れ橋付近の堤防)



八幡市民スポーツ公園

第7節

文化芸術

ぶんかげいじゅつ

重点取組

市民主体の文化芸術活動

市民が主体となった文化芸術振興を促進し、文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

伝統文化の保存と継承の推進

地域固有の伝統文化を保存・記録し、継承・発展への支援を行います。また、地域で伝統文化を継承するために鑑賞、体験、発表できる環境づくりを推進します。

現状と課題

現状

本市には優れた歴史・文化資源が多く、伝統文化や行祭事も豊富にあります。2002（平成14）年に松花堂美術館の整備を行い、文化芸術に関するさまざまな情報発信を行っています。市民文化活動の中心である八幡市文化センターでは多様な文化芸術活動の展開を支援しています。

2005（平成17）年4月に施行された「八幡市文化芸術振興条例¹⁹」の基本理念を踏まえ、基本方針及び基本計画を策定し、文化芸術振興施策の実現に向け取組を進めています。

取り組むべき課題

「八幡市文化芸術振興条例」の基本理念を踏まえた文化芸術振興会議の運営のもとで、基本方針及び基本計画を策定し、これに基づいた実施計画において具体的な文化芸術振興施策の実現を図ることが必要です。

文化協会の組織強化と関連団体との相互交流の促進を図り、地域における市民の自主的な活動の支援を図ることも重要です。

また、ふるさと学習館の活用・利用を促進し、郷土意識及び文化財保護意識の高揚を図り、さらには埋蔵文化財出土遺物等の整理や保存・管理の充実、文化財・歴史講座や講演会の開催等によって、ふるさと学習館のレベルアップをめざす必要があります。

基本方向

市民が文化芸術活動を通じて、郷土や地域に愛着と誇りをもちながら、心豊かにやすらぎとうるおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、貴重な文化的遺産を保存し、豊富な歴史・伝統・文化資源を活かした文化芸術都市

19 八幡市文化芸術振興条例：本市における文化芸術の振興についての基本理念や市民及び市の責務、市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めた条例。

をめざします。具体的には、市民が多様な文化芸術活動に親しみ、市民が心豊かに交流しあい、全体に文化芸術の雰囲気漂うようなまちづくりを進めます。

施策体系

文化芸術

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 文化芸術に対する意識高揚 | (1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動
(2) 市民主体の文化芸術活動 |
| 2 | 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用 | (1) 伝統文化の保存と継承の推進
(2) 文化財の保存と活用 |
| 3 | 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充 | (1) 文化芸術の鑑賞機会の充実
(2) 文化施設等の運営 |
| 4 | 文化芸術を担う人材育成 | (1) 文化活動指導者の人材育成
(2) 文化芸術ボランティアの推進
(3) 文化振興のための顕彰 |
| 5 | 文化芸術に係る交流の促進 | (1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり
(2) 文化芸術による国際交流の推進 |
| 6 | 文化芸術に係る環境の整備及び充実 | (1) 公共施設等への文化性の導入
(2) 行政サービスにおける文化的視点の導入 |

取組の内容

1. 文化芸術に対する意識高揚

- (1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動
市民が気軽に文化に親しみ、楽しめる生活の普及推進
- (2) 市民主体の文化芸術活動 **重点取組**
市民主体の文化芸術振興の促進
市民意見の反映による意識の高揚

2. 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用

- (1) 伝統文化の保存と継承の推進 **重点取組**
地域固有の伝統文化の保存継承・記録と発展への支援
地域で伝統文化を継承するため、鑑賞、体験、発表できる環境づくりの推進
- (2) 文化財の保存と活用
建物や史跡等の貴重な文化財の保存の推進
史跡めぐりコースの整備・活用
地域や学校等における文化財保護の啓発
ふるさと学習館の利用の促進
新たな埋蔵文化財の展示・活用の推進

3. 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充

(1) 文化芸術の鑑賞機会の充実

文化施設や社会教育施設等の活用の推進

(2) 文化施設等の運営

市民が文化活動を行い、つどい、語り合える場の整備

市民が利用しやすい施設のあり方の検討

文化施設の広域利用の促進

4. 文化芸術を担う人材育成

(1) 文化活動指導者の人材育成

子どもたちの指導をしていく人材の確保・育成

(2) 文化芸術ボランティアの推進

市内に存在する社寺等の説明ボランティアの育成

観光及び地域の文化の醸成

(3) 文化振興のための顕彰

市民文化に大きく貢献している人材や団体の顕彰

5. 文化芸術に係る交流の促進

(1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり

他の地域の文化団体との情報交換や交流の促進

(2) 文化芸術による国際交流の推進

世界平和の礎として多文化交流の促進

6. 文化芸術に係る環境の整備及び充実

(1) 公共施設等への文化性の導入

公共施設整備における地域性、伝統性、美観性など文化性の導入

周囲の自然環境や地域の歴史、伝統等との調和のとれたデザイン等への配慮

(2) 行政サービスにおける文化的視点の導入

市民に分かりやすい文章や言葉の使用

丁寧で親切な対応・説明に努めるなど、行政サービスに対する職員の意識

改革

市民・NPO・事業者に期待される取組

市民	文化活動の推進
	市民によるサークルづくり 地域の伝統文化の保護と後継者の育成
事業者	文化関係イベントへの協力